



沖縄県内から県外へ酒類を出荷したとき ～酒税の差額課税申告・納税が必要です～

【制度の概要】

1 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「沖特法」という。）による酒税の軽減

沖特法により、沖縄県における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して、酒税の負担の調整を図る経過措置が講じられています。

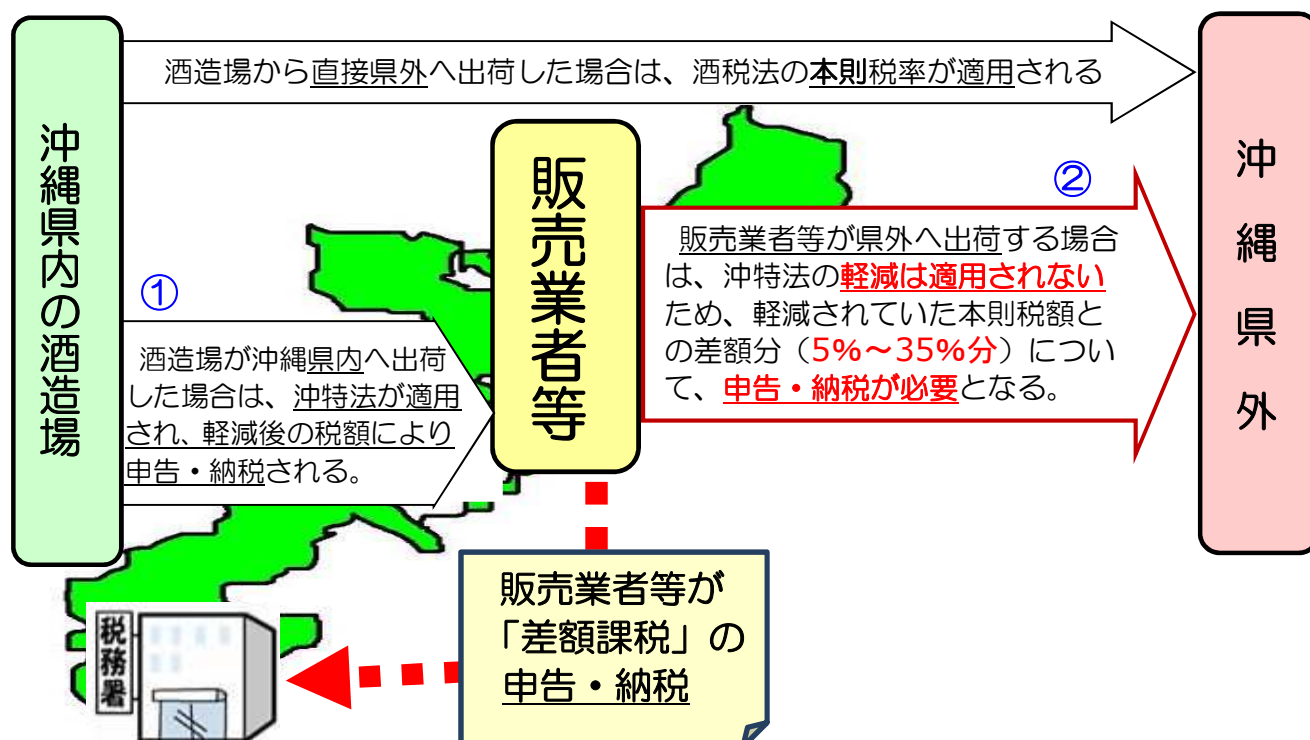
酒類製造業者が、沖特法の適用される酒類を沖縄県内に移出した場合は、酒税法により算出した酒税額（100%＝本則税額）から、5%～35%軽減された酒税額（95%～65%＝軽減後の税額）を申告・納税しています。【沖特法施行令第72条】（下図①）

2 差額課税制度

沖特法による酒税の軽減は、沖縄県内に課税移出された酒類に限定されます。

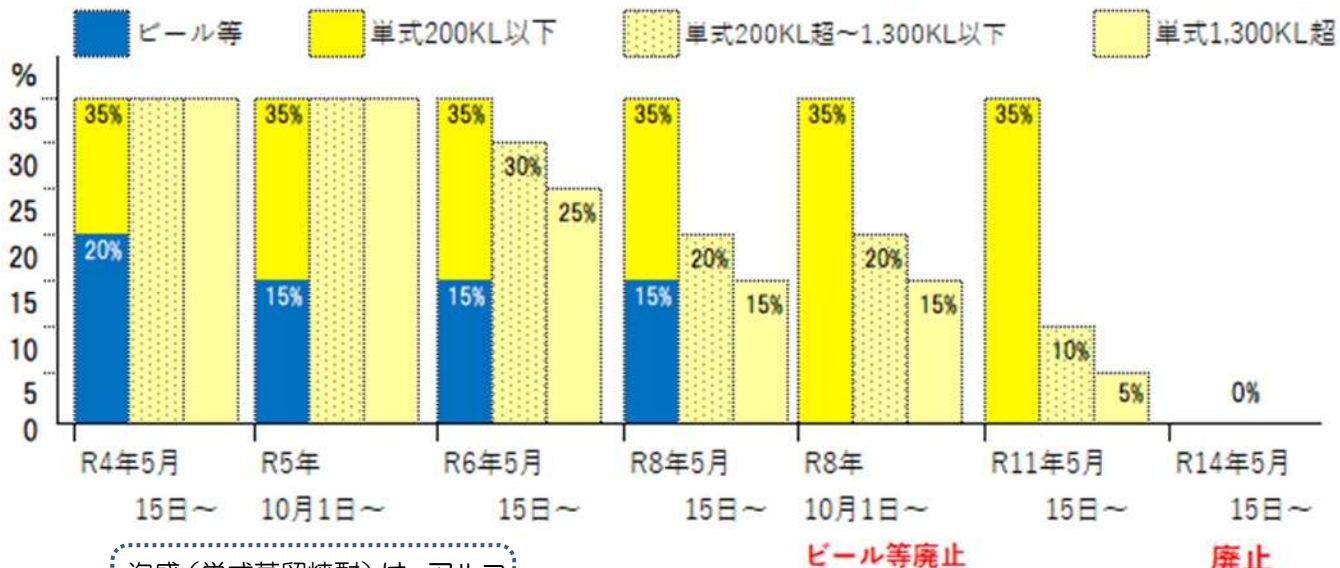
このため、沖縄県内に移出され、酒税額が軽減されている酒類を、酒類製造業者または酒類販売業者（以下「販売業者等」という。）が県外に向けて移出する場合は、軽減を受けた5%～35%分の酒税相当額を別途、販売業者等が申告・納税しなければなりません。【沖特法第81条第1項及び第3項、第4項】（下図②）

●沖縄復帰特別措置法（沖特法）による差額課税の概要図



●沖特法が適用される酒類・軽減割合

- (1) 沖縄県内で復帰前から製造免許を受けていた酒造場が沖縄県内へ出荷する酒類に限り適用されます。現行法における適用期間は、単式蒸留焼酎（泡盛）が令和14年5月14日まで、ビール等（単式蒸留焼酎以外の酒類）が令和8年9月30日までです。
- (2) 酒税法の税率（本則税率）から軽減される割合は、次のとおりです。



泡盛（単式蒸留焼酎）は、アルコール分45%以下のものです

【単式蒸留焼酎の軽減割合】

単式蒸留焼酎の「前年度県内課税移出数量」は各酒造場にご確認ください

前年度県内課税移出数量	1,300 KL 超	200 KL 超～1,300 KL 以下	200 KL 以下
～令和6年5月14日	本則税額の65%の課税（▲35%）		
令和6年5月15日～ （2024年5月15日～）	本則税額の75%の課税（▲25%）	本則税額の70%の課税（▲30%）	本則税額の65%の課税（▲35%）
令和8年5月15日～ （2026年5月15日～）	本則税額の85%の課税（▲15%）	本則税額の80%の課税（▲20%）	
令和11年5月15日～ （2029年5月15日～）	本則税額の95%の課税（▲5%）	本則税額の90%の課税（▲10%）	
令和14年5月15日～ （2032年5月15日～）	廃止		

アルコール分45%超の泡盛（原料用アルコール）も含まれます

【ビール等（単式蒸留焼酎 以外）の酒類の軽減割合】

適用期間	軽減割合
～令和5年9月30日（2023年9月30日）	本則税額の80%の課税（▲20%）
令和5年10月1日（2023年10月1日）～	本則税額の85%の課税（▲15%）
令和8年10月1日（2026年10月1日）～	廃止

(3) 差額課税の計算例 ～泡盛（アルコール分43度、720ml）12本を県外へ販売した場合～

- Ⓐ 720ml × 12本 = 8,640ml 円未満の端数は、税率・軽減率を乗じることにて切捨て!
- Ⓑ Ⓐ × 43%（度数に応じた泡盛の税率） = 3,715円 ⇨ 本則税額
- Ⓒ Ⓑ × 65%（沖特法の軽減率） = 2,414円 ⇨ 沖縄県内だけに適用される税額
- Ⓓ Ⓑ - Ⓒ = 1,301円 ⇨ 差額課税

【差額課税の申告方法について】

申告方法は、次の2つの方法があり、いずれかひとつの方法で申告を行います。
e-Taxで電子申告することも可能です。



1 月まとめ申告（平成 29 年 4 月新設）

- ▶ 税務署長の承認を受ければ、ひと月分をまとめて申告を行うことができます。
- ▶ 積み込みを行った月の翌月末日が申告書の申告期限となります。
- ▶ 主たる積み込み場所の所轄税務署へ「差額課税申告に係る申告期限の特例承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります（注1）。
- ▶ 一度承認を受ければ、取りやめる場合等以外は再度申請書の提出は必要ありません（注2、3）。
- ▶ みなし納税地を指定することとなりますので、例えば那覇署管轄の那覇空港を納税地に指定した場合に、北那覇署管轄の那覇港新港（安謝港）で積み込みを行っていても、まとめて那覇税務署へ申告することができます。

* 申告書は様式 CC1-8013 を、承認申請書は様式 CC1-8015 をご利用ください（注4）。

（注1）承認を受けるには要件を充足している必要があります。

（注2）承認を受けた後、みなし納税地を変更する場合又は取りやめる場合は、手続きが必要となりますのでご注意ください。

（注3）期限延長承認（CC1-8008）を受けていても、当該承認を受けた場合は月まとめ申告を適用することとなります。

（注4）様式 CC1-8015 の承認申請書は書面で提出をお願いします。様式 CC1-8013 の月まとめ申告を e-Tax で提出しようとする場合は、CC1-8006 の様式を使用して「仕向先の所在地及び名称」欄に「〇月分」と月まとめの月分を入力し、「積込年月日」欄に当該月分の月末の日付（「令和〇年〇月 31 日」）を入力してから提出（送信）をお願いします。

または「令和〇年〇月 30 日」

2 都度申告

- ▶ 積み込み日ごとに申告書を作成し、積み込みを行った日が申告書の提出期限となります。
- ▶ 積み込み場所が納税地となります。

（例）那覇空港	⇒	那覇税務署へ申告
那覇港新港（安謝港）	⇒	北那覇税務署へ申告
本部港	⇒	名護税務署へ申告
宮古空港・平良港	⇒	宮古島税務署へ申告
石垣空港・石垣港	⇒	石垣税務署へ申告



* 申告書は様式 CC1-8006 をご利用ください。

積み込みを行った日の都度、その日に申告書を提出するのが困難なとき！

「差額課税に係る酒税納税申告書提出期限延長承認申請書」を（以下「延長承認申請書」という。）提出し承認を受けた場合、約 2 週間申告期限を延長することができます。

申告期限は、月の 1 日から 15 日分が当月末、16 日から月末分が翌月 15 日となります。ただし、月末及び 15 日が土日又は祝日等の場合はその前日等の平日が申告期限となります。延長承認申請書は延長する申告期限ごとに作成（ひと月に 2 件作成）して、積み込み予定日の 1 週間前までに提出してください。

※延長承認申請書をひと月に 2 件ずつ複数月分作成し、事前にまとめて提出することもできます。

* 延長承認申請書は様式 CC1-8008 をご利用ください。

3 租税特別措置法の適用を受けている酒類の差額課税について

～租税特別措置法（以下「措置法」という。）の軽減を受けている酒類の差額課税の計算例～
 例：泡盛（アルコール分43度、720ml）12本を県外へ販売した場合。

- Ⓐ 720ml × 12本 = 8,640ml
- Ⓑ Ⓐ × 43%（度数に応じた泡盛の税率） = 3,715円 ⇨ 本則税額
- Ⓒ Ⓑ × 80%（措置法の軽減率） = 2,972円 ⇨ 租税特別措置法適用後の税額
- Ⓓ Ⓒ × 65%（沖特法の軽減率） = 1,931円 ⇨ 沖縄県内だけに適用される税額
- Ⓔ Ⓒ - Ⓓ = 1,041円 ⇨ 差額課税

円未満の端数は、税率・軽減率を乗じることにより切捨て!

- ▶ 措置法の概要及び軽減割合は、下記のQRコードから国税庁ホームページでご確認ください。
- ▶ 差額課税の計算は、本則税額に、措置法による軽減率をかけてから、沖特法による軽減率をかけて計算します。その際、円未満の端数は、税率・軽減率を乗じる各段階ごとに切捨てしながら計算してください。
- ▶ 措置法による酒税の軽減が適用されるかどうかは、酒造場によって異なりますので、適用の有無については各酒造場にお問い合わせください。
- ▶ 各酒造場に措置法適用の有無を確認しなかった場合は、措置法を適用せずに計算して申告しても差し支えありません。

【納付について】

- ▶ 積み込み月（積み込み日の属する月）の翌々月末日が納付期限です。
- ▶ 納付書は各税務署の受付窓口にあります。銀行等で納付できます。
- ▶ 都度申告の場合は、積み込み日ごとに納付書を記載、作成して納付します。
- ▶ **e-Tax**から電子納税（ダイレクト納付など）をすることもできます。



（※手続きが必要ですので、下記のQRコードから**e-Tax**ホームページでご確認ください。）

↓ 国税庁HP <<酒税関係法令等の改正>>
[\(https://www.nta.go.jp/\)](https://www.nta.go.jp/)



↓ **e-Tax** HP <<電子納税>>
[\(https://www.e-tax.nta.go.jp/\)](https://www.e-tax.nta.go.jp/)



詳しい手続き等については、那覇税務署 酒類指導官にお尋ねください。

098-867-3101（内線310・311）

※自動音声がかかります。ダイヤル「**2**」を選択し、
 「内線 310 又は 311」とお伝えください。

記 入 例 (月まとめ用)

酒 税

令和 ○ 年 10 月分 酒 税 納 税 申 告 書 (差額課税月まとめ申告用)

令和 年 月 日	販売場等	(所在地及び名称) 〒 900-0029 那覇市旭町 9 国税商店 <small>(電話番号 098 - 000 - 1111)</small>
	申告者	(所在地及び名称) 〒 901-2550 浦添市宮城 5 丁目 6 番 1 2 号 国税 太郎 <small>(電話番号 098 - 000 - 0000)</small>
〇〇税務署長 殿	(個人番号又は法人番号)	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

沖特法第 81 条第 4 項の承認を受けた年月日及び承認番号	(承認年月日) 令和 元年 5 月 1 0 日 (承認番号) 那覇 第〇〇〇〇号
--------------------------------	---

沖特令第 87 条第 6 項の規定により指定を受けたみなし納税地	那覇市字鏡水 150 (那覇空港)
----------------------------------	--------------------------

下記のとおり、酒税の納税申告書(期限後申告書、修正申告書、記)

納付すべき税額等	区 分	この申告書による税額	修正申告書	
	算出税額	① 円 2,894	⑤	
	端数切捨額	② 94	⑥	
	還付を受ける金額	③	⑦	
	納付すべき税額	④ (①-②) 2,800	⑧	⑨ (④-⑧+⑦-③) 円 2,800

《e-tax の場合》
e-tax ソフトが更新されるまでの間、様式 CC1-8006 の下記の欄に入力してください

船舶又は航空機への積込場所の所在地及び名称	那覇空港・安謝港
仕向先の所在地及び名称	10 月分(特例承認済)
積込年月日	令和〇年 10 月 31 日

積込年月日は月末の日付を入力します↑

還付を受けようとする銀行等又はゆうちょ銀行	1 銀行等	<p>計算途中の 1 円未満の端数は、切捨て下さい。</p>
-----------------------	-------	---------------------------------------

単式蒸留焼酎は ③×0.65
その他の酒類は ③×0.80
※沖特法の軽減割合は段階的に変更されます

酒類の品目別	アルコール分別	その他の区分	①課税標準数量	②税率	③税額 (①×②)	④既納付税額	⑤差引税額 (③-④)	摘要
泡盛(単式蒸留焼酎)	度 43		mℓ 8,640	円 0.43	円 3,715	円 2,414	円 1,301	
〃	43		8,640	0.43	2,972	1,931	1,041	措
泡盛(原料用アルコール)	60		1,800	0.6	1,080	864	216	
ビール	5		8,400	0.2	1,680	1,344	336	
合計					9,447	6,553	2,894	

税理署名欄	<p>「税率」欄は、提出方法により次の税率を記載してください。 (e-Tax の場合) (紙申告の場合)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>(例) 単式蒸留焼酎 43 度 ⇒</td> <td>430,000 円</td> <td>0.43</td> </tr> <tr> <td>〃 30 度 ⇒</td> <td>300,000 円</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>原料用アルコール 60 度 ⇒</td> <td>600,000 円</td> <td>0.60</td> </tr> <tr> <td>ビール ⇒</td> <td>200,000 円</td> <td>0.20</td> </tr> </table>	(例) 単式蒸留焼酎 43 度 ⇒	430,000 円	0.43	〃 30 度 ⇒	300,000 円	0.30	原料用アルコール 60 度 ⇒	600,000 円	0.60	ビール ⇒	200,000 円	0.20	<p>※税率は R5 年 10 月、R8 年 10 月に変更されるものがありますので国税庁HPをご確認ください。</p>
(例) 単式蒸留焼酎 43 度 ⇒	430,000 円	0.43												
〃 30 度 ⇒	300,000 円	0.30												
原料用アルコール 60 度 ⇒	600,000 円	0.60												
ビール ⇒	200,000 円	0.20												

酒税納税申告書(差額課税用)

令和 年 月 日	販売場等	(所在地及び名称) 〒 901-1234 沖縄市 △△△ 1丁目〇〇番〇〇号 〇〇ショッピングセンター1階 国税商店	(電話) 098 567局 1234番
	申告者	(所在地及び名称) 〒 901-2550 浦添市宮城5丁目6番12号 国税 太郎	差額課税申告書の提出期限延長承認を受けた場合は、承認年月日等を記載してください。 (e-Taxで申告する場合は〔仕向先の所在地〕欄などに記載してください。)
税務署長 殿	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし	

下記のとおり、酒税の納税申告書(期限後申告書、修正申告書、還付請求申告書)を提出記

納付すべき税額等	区分	この申告書による税額	修正申告の場合の修正申告前の確定額
	算出税額	① 2,802	⑤
	※100円未満端数切捨端数切捨額	② 2	⑥
	還付を受ける金額	③	⑦
	納付すべき税額	④ (①-②) 2,800	⑧

令和〇年9月10日承認
(RO.10.1 ~ 10.15)
申告期限: RO.10.31

e-Taxで提出する場合、「税率」欄はKL当たりの税率を入力して提出してください ※税率はR5年10月、R8年10月に変更されるものがありますので国税庁HPをご確認ください。
 (例) 単式蒸留焼酎 43度 ⇒ 430,000円
 ビール ⇒ 200,000円
 原料用アルコール 60度 ⇒ 600,000円

2 ゆうちょ銀行又は郵便局
 単式蒸留焼酎は×0.65
 その他の酒類は×0.80
 ※沖特法の軽減割合は段階的に変更されます

酒類の品目別	アルコール分別	その他の区分	課税標準量	税率	税額	既納付税額	差引税額	摘要
泡盛(単式蒸留焼酎)	43		ml 4,320	0.43	円 1,857	円 1,207	円 650	
〃	43		4,320	0.43	1,485	965	520	措
措置法の適用がある場合は、措置法の軽減率適用後の税額です								
ビール	5		8,400	0.20	1,680	1,344	336	
泡盛(原料用アルコール)	60		10,800	0.60	6,480	5,184	1,296	
合計					11,502	8,700	2,802	

措置法の適用がある場合⇒措と記入

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十一条第一項の場合	船舶又は航空機への積込場所の所在地	那覇市港町1丁目地先 安謝港	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十一条第一項の場合	計算途中の1円未満の端数は、切捨て下さい。
	仕向先の所在地及び名称	東京都港区 〇〇酒店 他	譲渡の理由	
	積込年月日	令和〇年10月2日	用途変更又は	令和 年 月 日

申告期限
 積込日が申告書の提出期限です
 納付期限
 積込日の翌々月の末日が納付期限です

積込場所が納税地になります
 ・那覇港新港(安謝港) ⇒ 北那覇税務署へ申告
 ・那覇空港 ⇒ 那覇税務署
 ・本部港 ⇒ 名護税務署
 ・宮古空港・平良港 ⇒ 宮古島税務署
 ・石垣空港・石垣港 ⇒ 石垣税務署
 ※積込場所ごとに作成して各税務署へ申告します

差額課税の申告期限は積込日となっていますが、
この申請書により**約2週間 申告期限を延長**することができます。

CC1-8008

《記入例》

差額課税に係る酒税納税申告書提出期限延長承認申請書

2
通
提
出

令和〇年 7 月 18 日 移出（予定）年月日の 開始日の 1週間前まで に提出してください。	申	(住所) 〒 9 0 1 - 2 5 5 0 浦添市宮城5丁目6番12号	電話 0 9 8 0 0 0 - 0 0 0 0	
	請	(氏名又は名称及び代表者氏名) 国 税 太 郎		
	者	(法人番号) 税務署提出用2通のうち1通のみに記載してください。		
沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第 87 条第 1 項の規定により申告書の提出期限延長の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。				
積込場所又は製造場とみなされた酒類販売場の所在地及び名称		那覇市鏡水150 那覇空港	記 積込場所の港、空港を記載してください。	
所定期限までに申告書を提出できない理由		申告手続きの合理化を図るため		
申告書提出予定年月日		令和〇年 8 月 3 1 日		
移出酒類	移出（予定）年月日	令和〇年 8 月 1 日～令和〇年 8 月 1 5 日 必ず記載してください。		
	移出先	東京都千代田区大手町1-3-3 財務酒販(株) 外		
	種類・品目別	泡盛（単式蒸留焼酎）	リキュール	ビール
	アルコール分	**度	**度	
	容器の容量区分	720 ml	500 ml	350 ml
数量	**** ml	**** ml	**** ml	
摘要		納期限：令和〇年 1 0 月 3 1 日		
主な移出予定の酒類について記載してください。		積込日の翌々月末日です。 令和 年 月 日 税務署長		

移出（予定）年月日
1 日～1 5 日
1 6 日～月末

 （延長期間が1ヶ月以内のため）月の前半と後半で分けて、ひと月に2件ずつ作成して申請してください。

申告書提出予定年月日
その月の月末
翌月の15日 とご記入ください。

月末・15日が土日及び祝日等に当たる場合は、その前日 又は前々日の 平日をご記入ください。

⇒ひと月に2件ずつ複数月分を作成し、まとめて申請することもできます

※ 差額課税の申告・延長申請は 便利な e-Tax をご利用ください。